

互助会報

令和4年度退職福祉部号

事業のご案内

この「退職福祉部号」は、年度1回の発行として、その年度の事業内容につきご案内をしております。

退職福祉部制度は一生涯の福利厚生事業となっており、事業に関する請求手続きや退職後の異動、変更内容に関する手続きなどを掲載しております。

退職福祉部に加入いただいております皆様へ唯一のお知らせとなりますので、ご家族の皆様も目を通していただき、会員様がこの退職福祉部制度に加入し、どのような事業の適用が受けられるのか確認いただければ幸いです。

お問い合わせは、下記までお電話ください。

◇令和3年度事業報告及び決算報告	……	2~3 ページ
◇会員の皆様およびご家族の方へ	………	4 ページ
◇病院や薬局で医療費を支払ったとき	…	5~9 ページ
◇人間ドックを受けられるとき	………	10 ページ
◇4日以上旅行に行かれたとき	………	11 ページ
◇契約施設で宿泊されたとき	………	12 ページ
◇令和4年度給付予定日	………	12 ページ
◇指定宿泊施設一覧表	………	13~15 ページ
◇お亡くなりになられたとき	………	16 ページ
◇給付の権利(時効)	………	16 ページ
◇給付の中断について	………	17 ページ
◇後期高齢者医療の見直しについて	……	18 ページ

お知らせ

※各申請書について**自署の場合は印鑑不要**となりました。

※医療費補助金の請求書の際、**保険証の記号番号は記入不要**となりました。

※短期人間ドックのお申込みを令和4年10月以降に予約されている方で令和4年10月より高知県市町村職員共済組合の保険証に変更される方は、**短期人間ドック助成の対象外**となりますのでご注意ください。つきましては、お勤めの市町村にてご確認ください。※詳しくは17ページでご確認ください。

～令和3年度事業報告及び決算報告～

収入の状況 (単位：千円)	掛金 146,686	利息及び 配当金外 53,815	前年度繰越 支払準備金 79,825	当年度給付準備金 取崩額 168,611
支出の状況 (単位：千円)	給付事業 322,179		厚生事業 31,814	管理費 16,975
				次年度繰越 支払準備金 77,969

退職福祉部は、現職期間中にご本人の意思により加入（任意加入）された会員に、掛金を納めていただき、退職後一生涯に亘り、医療費補助金等の事業の適用を受けることができる制度となっております。この事業の原資としては、現職中に納めていただいた掛金を準備金として積立て、その準備金により給付等の支出を行っております。

3年度決算により、事業収入となります掛金については現職会員の減少に伴い、昨年度より約4,111千円の減少となりました。財源に大きく影響する利息及び配当金については、1%を超える利回りで運用を行っていますが、有価証券（国債・地方債・社債等）の満期償還が続き、償還後の運用においても厳しい状況が続いております。

平成19年度以降、収入を上回る支出が続き、本年度につきましても、168,611千円の給付準備金の取崩しにより補てんし、**次年度繰越給付準備金は5,085,980千円となりました。**

◆現職会員数と退職会員数

種 別	区 分	2年度決算	3年度決算	比較増△減
現 職 会 員 数		5,713 人	5,627 人	△ 86 人
配 偶 者 現 職 会 員 数		2,574 人	2,496 人	△ 78 人
退 職 会 員 数		9,833 人	9,891 人	58 人
配 偶 者 退 職 会 員 数		5,610 人	5,613 人	3 人

◆事業収入

科 目	区 分	2年度決算	3年度決算	比較増△減
掛 金		150,796,680 円	146,685,760 円	△ 4,110,920 円
利 息 及 び 配 当 金		55,221,762 円	50,682,729 円	△ 4,539,033 円
有 価 証 券 売 却 益		662,000 円	3,132,000 円	2,470,000 円
償 還 差 益		35,800,000 円	0 円	△ 35,800,000 円
計		242,480,442 円	200,500,489 円	△ 41,979,953 円

◆事業支出

科 目	区 分	2年度決算	3年度決算	比較増△減
医 療 費 補 助 金		316,244,800 円	309,060,700 円	△ 7,184,100 円
弔 慰 金		9,170,000 円	8,450,000 円	△ 720,000 円
返 還 一 時 金		4,869,712 円	4,668,258 円	△ 201,454 円
施 設 利 用 助 成		1,676,440 円	1,860,253 円	183,813 円
短 期 人 間 ド ッ ク 助 成		28,265,465 円	29,753,647 円	1,488,182 円
研 修 旅 行 助 成		259,095 円	200,004 円	△ 59,091 円
計		360,485,512 円	353,992,862 円	△ 6,492,650 円

◆管理費

科目	区分	2年度決算	3年度決算	比較増△減
職員給与		3,309,508円	3,295,558円	△13,950円
旅費		0円	12,910円	12,910円
事務費		2,127,281円	2,223,565円	96,284円
委託費		1,151,150円	1,158,625円	7,475円
委託管理費		2,081,808円	2,039,760円	△42,048円
賃借料		1,371,103円	1,371,103円	0円
普及費		291,700円	369,700円	78,000円
負担金		2,428,630円	2,434,009円	5,379円
消費税		3,891,915円	4,069,300円	177,385円
計		16,653,095円	16,974,530円	321,435円

【管理費の内訳】

- ▶職員給与…福祉部業務は他業務との兼務により4名の職員と1名の臨時職員が行い、うち1名分の給与を支出
- ▶事務費…必要書類の印刷費、郵送料、電話代等
- ▶委託費…医療費の自動給付にかかる情報提供料（医療費給付にかかる自己負担額等）
- ▶委託管理費…会員管理や給付管理、給付等をおこなうためのシステム保守費用
- ▶賃借料…機器のリース料
- ▶普及費…会報等の作成費
- ▶負担金…システム改修費用、給付送金手数料、職員の労働保険料

～退職福祉部事業の現状について～

給付準備金の推移

(単位：円)

一件当たりの医療費補助金の推移(伸び率:対H18年度)

年度別	R1	R2	R3
単年度増減額	△177,427,155	△130,860,423	△168,610,878
給付準備金残高	5,385,451,772	5,254,591,349	5,085,980,471

年度別	H18	R2	R3	
本人	金額	7,059円	12,488円	12,784円
	伸び率	—	1.769	1.811
配偶者	金額	7,940円	10,519円	10,077円
	伸び率	—	1.324	1.269

近年の給付準備金残高の減少（収支差額を給付準備金で調整）は会員数の増減によるものだけではなく、一件当たりの医療費補助金の金額が大きく増加していることが影響しております（本人の医療費補助金においては、収支が安定していた平成18年度と比較して令和3年度は1.811倍）。

近年、健康保険法等の改正により高齢者の医療費の自己負担額が大きく増加しており、令和4年10月より後期高齢者の医療費自己負担割合も変更（2割負担となる者が追加）されます。（P18参照）

このような現状で、この事業を長く継続するために、医療費補助金の給付計算等の改正を令和6年度に向けて理事会、評議員会において検討しています。改正内容が決まり次第、皆様にお知らせをしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《参考》医療費補助金の状況について

ここ3年度間の医療費補助金を受給された方の割合や、医療費補助金平均受給金額（年額）について掲載しております。

年度別		R1	R2	R3
本人	件数 (件)	20,516	19,333	18,835
	受給者数 (人)	4,913	4,757	4,715
	受給率 (受給者数 / 退職会員数)	50.48%	48.38%	47.67%
	受給者1人当たり金額 (円)	50,937.00	50,754.43	51,069.82
配偶者	件数 (件)	7,803	7,136	6,824
	受給者数 (人)	2,162	2,066	2,000
	受給率 (受給者数 / 退職会員数)	38.73%	36.83%	35.63%
	受給者1人当たり金額 (円)	37,647.78	36,333.98	34,382.70

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場および一部事務組合等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得された方に対して給付等をおこなっております。

給付をおこなうためには会員の方のご住所や送金指定口座及び加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次の変更があった場合は届出が必要となりますので、必ず退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

- ◇住所・連絡先が変わったとき
- ◇金融機関を変更されるとき
- ◇氏名が変わったとき
- ◇健康保険証が変わったとき
- ◇後期高齢者になられたとき
- ◇離婚されたとき
- ◇お亡くなりになられたとき

※後期高齢者医療制度に変更になる場合は、75歳の誕生日の月はじめに手続きをお願いする文書を送付します。
なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。

※ご連絡がない場合は正しく給付ができない可能性があります。

なお、医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金に関しましては、その事由が発生してから満2年をもって消滅いたしますので、請求の際はご注意ください。

また、医療費補助金の自動給付方式の場合も2年の時効は同様の取扱いとなりますので、対象となる給付が6ヶ月以上送金されない場合は、互助会までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

☆よくある質問☆

Q. 保険証が協会けんぽから国民健康保険に変更になったが、互助会への届出が数ヶ月遅れてしまいました。この場合、医療費の請求はどうなりますか？

A. 国民健康保険の医療費情報は通常、診療月から3ヶ月後に提供されますので、国民健康保険の情報を登録した翌月の対象診療月から自動給付が開始となります。例えば、令和4年8月の給付金支給日までに保険の変更届を提出した場合、令和4年6月診療分から自動給付となりますので、令和4年5月以前の診療分はご請求いただくことになります。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

- ①医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
- ②医療費の自己負担額が発生していない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

病院や薬局で医療費を支払ったとき → 医療費補助金・配偶者医療費補助金

1. 給付の対象となるもの

健康保険証を使って医療機関等で治療等を受けたときに支払った自己負担額が対象となります。保険適用外の自己負担額、介護保険のご使用については対象となりません。ただし、コルセット等の療養費払いについては対象となりますので、「領収書の写し」、「装着証明書の写し」、「保険者負担分の金額が証明できる書類」を添付して請求してください。

【給付の対象となるもの】

- * 健康保険証を使った治療費等の自己負担額。
- * コルセット代等の療養費払いをしたもの。

【給付の対象とならないもの】

- * 入院時食事代および居住費
- * 室料・差額ベット代
- * 文書代
- * 予防接種
- * その他保険適用外分

2. 給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は1件につき5,000円、配偶者退職会員は1件につき6,000円を超えた額を給付します。ただし、最低給付額が500円のため、1件につき退職会員は5,500円以上、配偶者退職会員は6,500円以上自己負担したときに給付の対象となります。

☆ 1件の取り扱い（国民健康保険法等による）について

- ① 暦月ごとに計算。（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
- ② 医療機関ごと、入院・外来は別々となります。総合病院で複数の科を受診されたときは合計して1件としますが、総合病院での歯科診療は、一医療機関と見なします。
- ③ 調剤薬局分は、医療機関とは別です。（処方箋を発行された医療機関ごとになりますので処方箋発行医療機関の記載がない場合は書き添えてください。）

ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して1件として取り扱います。

※ 前期高齢者（70歳から74歳）及び後期高齢者医療制度の方（75歳以上またはある一定の障害がある65歳以上）につきましては、高額療養費（外来合算額・世帯合算額）に該当した場合、住民税課税区分により1件の取り扱いが異なってきます。

☆ 100円未満の端数は切り捨てます。

☆ 保険者より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。（附加給付がある場合は、内容につきお知らせください。）

☆ 退職福祉部の給付対象上限額は72,300円です。

住民税課税区分や年齢により上限額は、異なりますので、次表をご確認ください。



〔70 歳未満〕

区 分		給付対象上限額
ア イ	年収約 770 万円超 健保：標準報酬月額 53 万円以上 国保：年間所得 600 万円超	72,300 円
ウ	年収約 370 万円～約 770 万円 健保：標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満 国保：年間所得 210 万円以上 600 万円未満	72,300 円 (44,400 円)
エ	年収約 370 万円未満 健保：標準報酬月額 28 万円未満 国保：年間所得 210 万円未満	57,600 円 (44,400 円)
オ	住民税非課税者	35,400 円 (24,600 円)

※ () は過去 12 ヶ月以内に高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の自己負担限度額です。

◎ 高額療養費（※注 1）については各保険者への請求となりますので、加入健康保険者にお問い合わせいただき、ご請求ください。

ただし、「限度額適用認定証」（※注 2）を提出する場合は、窓口負担額が高額療養費自己負担限度額となっておりますので、請求の必要はありません。

※複数の医療機関を受診すると、請求が必要な場合があります。



◎ 上記給付対象上限額（区分ア・イ・ウ）は、退職福祉部における上限額ですので、高額療養費自己負担限度額とは異なります。

※ 「区分ア・イ・ウ」の方の高額療養費自己負担限度額は、80,100 円以上で区分により計算されます。

◎ 自己負担額が 35,400 円を超える 70 歳未満の課税世帯の方、または自己負担上限額が外来分 8,000 円以上、または入院分 15,000 円以上を超える 70 歳以上の課税世帯の方は住民税が課税されていることが確認できる書類（コピー可）を同封してください。

上記に該当された方は、1 年度に 1 回提出となります。（1 年度：8 月～7 月まで）

（※注 1）「高額療養費」とは

課税区分や年齢により異なりますが、医療費の自己負担が一定額を超えた場合に健康保険証の保険者より払い戻される制度です。健康保険診療以外の自費診療や入院時の食事代・居住費・室料等は含まれません。

（※注 2）「限度額適用認定証」とは

健康保険証とあわせて「限度額適用認定証」を薬局や病院窓口に掲示することで、支払額が高額療養費自己負担限度額までとなります。

手続きについては「限度額適用認定証」の申請が必要ですので、健康保険証の保険者（市町村の国民健康保険の方は市町村役場、協会けんぽの保険証の方は全国健康保険協会等）にお問い合わせください。

〔70 歳以上〕

区 分		給付対象上限額	
		外来合算上限額	外来・入院合算(世帯上限額)
現役並み	年収 約 1,160 万円～	72,300 円	
	年収 約 770 万円～ 1,160 万円	72,300 円	
	年収 約 370 万円～ 770 万円	72,300 円 (44,400 円)	
一 般		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (44,400 円)
低所得者Ⅱ(住民税非課税者)		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ(住民税に係る所得金額がない等)			15,000 円

※ () は過去 12 ヶ月以内に高額療養費に該当した場合の、4 回目以降の自己負担限度額です。

70 歳以上の給付の取り扱いについて

国民健康保険法等により一般課税区分の年間外来合算上限額は、144,000 円と定められております。この 144,000 円は平成 29 年 7 月診療までの一般の外来合算上限度額 12,000 円の 12 ヶ月分とされております。当会としましては、この考え方を基準とし、12,000 円 - 5,000 円 (会員本人控除額) = 7,000 円 × 12 ヶ月 = 年間 84,000 円を年間給付上限額とします。同様に配偶者会員の年間給付上限額は 72,000 円です。

計算方法

【例】 退職会員(73歳:税区分一般)が令和3年8月診療～令和4年7月診療まで、毎月の自己負担合計額が18,000円を超えている場合

令和3年8月診療～令和4年1月診療までは毎月13,000円給付 (13,000円×6ヶ月=78,000円)
 令和4年2月診療は6,000円給付 (年間給付上限額84,000円-1月までの給付額78,000円=6,000円)
 令和4年3月診療～7月診療に対しての給付は2月診療給付額で年間給付上限額に達したので0円

【例】 配偶者退職会員(76歳:税区分一般)が令和3年8月診療～令和3年11月診療の期間、毎月の自己負担合計額が18,000円を超えていて、令和3年12月～令和4年7月診療の期間、毎月の自己負担合計額が場合10,000円の場合

令和3年8月診療～令和3年11月診療までは毎月12,000円給付 (12,000円×4ヶ月=48,000円)
 令和3年12月診療～令和4年5月診療は4,000円給付
 (年間給付上限額72,000円-11月までの給付額48,000円=24,000円)
 令和4年6月診療・7月診療に対しての給付は5月診療給付額で年間給付上限額に達したので0円

3. 請求方法

加入されている健康保険により、【自動給付方式】と【請求方式】の2通りとなります。給付に関して、ご不明な点は互助会までご連絡ください。

【自動給付方式】

健康保険証の保険者から直接互助会に医療費情報の提供をいただき、医療費補助金を給付する方法です。ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していません。下記の健康保険に加入されている方が「同意書」を提出することにより、自動給付の対象となります。

医療費情報の提供は、最短で診療月の3ヵ月後となっております。保険者や医療機関等の事情により、3ヶ月を超える場合がありますので、対象となる給付の送金がなく、診療月から6ヶ月を超えるようでしたら、互助会までご連絡ください。

－自動給付ができる健康保険制度－

- * 高知県内の市町村の国民健康保険（「同意書」の提出要）
- * 高知県内の後期高齢者医療保険（「同意書」の提出要）
- * 高知県市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
- * 高知県市町村職員共済組合の被扶養者

高知県内の市町村の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方で「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

【請求方式】

上記以外の方で医療機関等にかかり、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書の添付又は請求書下段の証明欄に医療機関の証明を記入いただき、診療月の翌月以降に請求いただく方法です。請求書については互助会までご連絡いただければ郵送いたします。

●注意事項

自己負担額が70歳未満の方は35,400円以上、70歳以上の方は外来をすべて合計して8,000円以上、入院を含む場合は15,000円以上の場合、次の届出が必要となります。

1. 限度額適用認定証をお持ちの方…コピーをご提出ください。
請求する医療費補助金の受診月が限度額適用認定証の有効期限内か確認してください。
2. 限度額適用認定証をお持ちでない場合で課税世帯の方は、住民税が課税されていることが確認できる書類(コピー可)、就労されている方が加入する保険証を使用の場合は、就労されているご本人の標準報酬月額がわかるものをご提出ください。

なお、非課税世帯の方は、その旨ご連絡をお願いします。ただし、70歳以上の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分(低Ⅰまたは低Ⅱ)をお知らせください。同一世帯の中で課税者がいる場合は課税世帯となります。

4. コルセット等の装具について

まずは加入健康保険にご請求いただき、保険者負担分が還付されます。保険者より還付された金額を差し引いた額が退職福祉部の給付の対象となる場合は、請求により給付することになりますので、ご連絡ください。

※加入されている保険により自動給付となっている場合でも、コルセットや弾圧ストッキング等の装具の購入につきましては、医療費補助金の対象ですが、自動給付にはなりません。

※高知縣市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者、高知縣市町村職員共済組合の被扶養者の方は自動給付となっております。

【必要書類】

- ・装具装着証明書（医療機関発行のもの）
- ・領収書
- ・保険者からの給付通知書（自己負担額や給付金額がわかるもの）
- ・医療費補助請求書 ※ご連絡いただきましたら請求書を送付いたします。



☆医療費給付例

医療費補助金請求の取り扱いについての例です。年齢・所得区分によって給付額が異なりますので、詳しくは6、7ページでご確認ください。（以下の例は外来診療にかかるものです。）

（一般課税世帯の本人会員の場合）

例①	A 病院	2,000 円
	B 病院	500 円
	C 調剤薬局	1,500 円
	D 調剤薬局	2,500 円

それぞれ 5,500 円を超えていないので給付はありません。

例②	A 病院	2,000 円
	A 病院	4,500 円
	C 調剤薬局	1,500 円
	D 調剤薬局	2,500 円

A 病院が合算して 5,500 円を超えているので、1,500 円の給付があります。

（後期高齢者一般課税世帯の本人会員の場合）

例③	A 病院	3,700 円
	B 病院	5,100 円
	C 調剤薬局	4,800 円
	D 調剤薬局	4,500 円

それぞれは 5,500 円を超えていませんが、合計して 18,000 円を超えていますので、13,000 円の給付があります。

（後期高齢者非課税世帯の本人会員の場合）

例④	A 病院	2,000 円
	B 病院	4,500 円
	C 調剤薬局	1,500 円
	D 調剤薬局	2,500 円

それぞれは 5,500 円を超えていませんが、合計して 8,000 円を超えていますので、3,000 円の給付があります。

人間ドックを受けられるとき → 短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する受診施設を利用するとき、助成があります。
必ず受診前に当会に申込みをしてください。

申込み方法は、当会へご連絡いただきましたら「短期人間ドック利用申込書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、当会まで返送してください。

助成額	*退職会員	15,000円
	*配偶者退職会員	7,000円



- ☆ 受診時、窓口でお支払いいただく金額（会員約 20,000 円、配偶者約 28,000 円）が助成後の額となります。受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。
- ☆ オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。
- ☆ 共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。
- ☆ 協会けんぽに加入されている方につきましては、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診等の補助がありますので、協会けんぽにお問い合わせください。（当会と協会けんぽの健診内容・費用等が異なりますので、確認のうえ、どちらかご選択ください。）
- ☆ 共済組合の被扶養者の資格を取得されている方は、現職の扶養者として受診いただけます。自己負担額も少なく、検診内容も同じ内容となっておりますので、毎年3月の募集時にお申込ください。ただし、高知市職員の被扶養者については、自己負担額につきご確認いただき、ご選択ください。
- ☆ 受診機関より、退職福祉部の会員であるかどうかの連絡をよくいただきますが、申込書の提出がないまま、受診日が近づいている方が多いようです。事前の申込みがない場合は、助成の対象になりませんので、申込書の連絡は、お早めに必ずお願いいたします。
- ☆ 受診をキャンセルされる場合は、受診機関に直接お問い合わせください。

<指定受診施設>

指 定 受 診 施 設	住 所	電話番号
高知検診クリニック	高知市知寄町 2 丁目 4-36	088 - 883 - 9711
いずみの病院	高知市薊野北町 2 丁目 10-53	088 - 826 - 5538
土佐市民病院	土佐市高岡町甲 1867	088 - 852 - 2151
四万十市民病院	四万十市中村東町 1 丁目 1-27	0880 - 34 - 2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通 7 丁目 1-10	0880 - 34 - 5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	高知市棧橋通 6 丁目 7-43 宿毛市山奈町芳奈 3-9	088 - 831 - 4800 0880 - 66 - 2800
高知西病院	高知市神田 317-12	088 - 843 - 8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町 4-30	0889 - 43 - 2121
J A 高知病院 J A 高知健診センター	南国市明見 526-1	088 - 863 - 8510

4日以上の旅行に行ったとき → 国内外研修旅行助成金

在住都道府県内の旅行は対象となりませんが、国内外を問わず、ご旅行について3年度に1回を限度として助成します。ただし、旅行最終日から60日以内（請求書受付日を基準とします）の請求を厳守ください。60日を1日でも過ぎますと請求の権利が喪失します。

◎旅行の助成は次の条件をみたすものに限ります。

《条件》 ① 旅行日程3泊4日以上 ② 旅費1人60,000円以上

*退職会員・・・10,000円助成 *配偶者退職会員・・・5,000円助成

【請求方法】

請求書類 … 「国内外研修旅行助成金請求書」 ※ご連絡いただければ請求書を送付します。

添付書類

1. 請求者の名前が記載された旅行者等の領収書、旅行経費の確認ができる領収書
2. 請求者の旅行滞在が証明できるもの（日程表、行程表）
3. 海外旅行で、ご本人確認及び滞在期間等が不明なときはパスポートの写し（写真部分及び日本の出入国スタンプの各頁）を提出いただく場合があります。

※ 配偶者退職会員とご一緒の場合は、旅行の領収書を連名で発行していただきますようお願いいたします。配偶者氏名の記載がなければ助成の対象外となりますのでご注意ください。

☆ご請求いただくときの注意点

◎領収書は請求者のお名前が記載されたものを添付ください。団体でのご旅行の場合で、領収書が代表者（請求者以外）になっている場合は無効となります。請求者のお名前での領収書をご準備ください。

◎個人旅行の場合は、県外で3日以上宿泊していたことが確認でき、また1名につき6万円以上の旅行費用（交通費・宿泊費用・食事代・施設入館料等）が確認できる領収書（お土産代は除く）が必要となります。滞在確認の領収書については、お土産代のレシートでも可能ですが、旅行費用からは除きます。

また、請求者の旅行滞在が証明できるもの（日程表、行程表）を提出していただく必要がありますので、個人旅行の際はご自身で作成してください。

◎複数の方の参加で領収書が1枚の場合は、一人当たりの額で計算いたしますが、領収書の氏名欄に名前の記載がなければ対象外となりますのでご注意ください。

※旅行中の領収書は、請求時まで必ず保管ください。

◎クレジットカード決済及び電子マネーをご利用の場合についても、可能な限り領収書を取得し提出ください。領収書が発行されない場合は、利用が確認できる明細書等を提出くださいますようお願いいたします。



※請求時の添付書類で確認がとれない場合は、それに代わる書類をお願いする場合があります。旅行に関する書類については、助成金の決定が完了するまで保管ください。

契約施設で宿泊されたとき → 施設利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する保養宿泊施設を利用したとき、1人1泊2,000円を助成いたします。

宿泊施設の詳細につきましては、直接施設にお問い合わせください。(連泊の宿泊は7泊を限度とします。) ※13ページ以降に指定宿泊施設を掲載しています。

退職会員・配偶者退職会員・・・1人1泊 2,000円助成
(自己負担額が2,000円を下回る場合はその額を助成)

請求書類 …「施設発行の領収書(原本)」 ※領収書を請求書として取り扱います。
施設発行の領収書に宿泊者氏名と、住所または退職会員番号をご記入の上、
当会へ送付してください。
※明細書付きの領収書は切り離さず、そのまま送付ください。

※ 宿泊者が退職会員と配偶者退職会員の場合には、お二人の名前を記入してください。
配偶者氏名の記載がなければ助成の対象外となりますのでご注意ください。



- ◎手書きの領収書の場合は、請求者氏名、ただし書き欄に泊数、宿泊人数を記載したものをご準備ください。記載のない場合は、1泊として処理をいたします。
- ◎退職会員および配偶者退職会員が高知県市町村職員共済組合の被扶養者となっている場合、現職と退職福祉部の両方をご請求いただけますが、現職の給付後のご負担額が2,000円未満の場合は、その額を給付いたします。

【給付請求書の受付日と給付日】

*受付日 … 毎月15日受付分で締め切りとします。15日を過ぎたものは翌月受付分となります。

*給付日 … 翌月中旬頃給付いたします。請求受付日が15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。

★医療費制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

★医療費補助金の請求書を診療月と同月中に提出された場合は、診療月の翌月の受付となり、翌々月の給付となります。

★給付がある場合は給付明細書(はがき)をお送りします。

～令和4年度給付予定日～

8月15日	9月15日	10月17日	11月15日
12月15日	1月16日	2月15日	3月15日

県内の指定宿泊施設

No.	施設名	郵便番号	所在地	T E L	備考
1	MUROTO base 55	〒781-7102	室戸市室津 2836 - 2	0887-98-7011	
2	北川村温泉 ゆずの宿	〒781-6451	安芸郡北川村小島 121	0887-30-1526	
3	コミュニティセンターうまじ 馬路温泉	〒781-6201	安芸郡馬路村馬路 3564 - 1	0120-44-2026	
4	芸西村の家	〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲 4525	0887-33-2894	
5	香南市サイクリングターミナル海のやど しおや宿	〒781-5622	香南市夜須町手結山 1304	0887-55-3196	
6	羽尾大釜荘	〒781-5614	香南市夜須町羽尾 523	0887-54-0345	
7	べふ峡温泉	〒781-4644	香美市物部町別府 452 - 8	0887-58-4181	
8	モンベルアウトドアヴィレッジ本山	〒781-3601	長岡郡本山町本山 2133 - 1	0887-72-9670	
9	星の山荘 梶ヶ森	〒789-0255	長岡郡大豊町佐賀山 1248 - 3	0887-74-0360	
10	ゆとりすとパークおおとよ	〒789-0315	長岡郡大豊町中村大王 4037 - 25	0887-72-0700	キャンプ不可(※注)
11	さめうら荘 レイクサイドホテル	〒781-3521	土佐郡土佐町田井 146 - 1	0887-82-1020	
12	自然教育センター白滝	〒781-3704	土佐郡大川村朝谷 26	0887-84-2201	
13	オーベルジュ土佐山	〒781-3222	高知市土佐山東川 661	088-850-6911	
14	高知会館	〒780-0870	高知市本町 5丁目 6 - 42	088-823-7123	
15	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	〒780-0870	高知市本町 5丁目 3 - 20	088-823-3211	
16	山荘 しらさ	〒781-2605	吾川郡いの町寺川 175	088-892-1001 090-2235-1400	冬季閉鎖 11月下旬~4月上旬
17	木の香温泉	〒781-2615	吾川郡いの町桑瀬 225 - 16	088-869-2300	
18	土佐和紙工芸村くらうど	〒781-2136	吾川郡いの町鹿敷 1226	088-892-1001	
19	木の根ふれあいの森	〒781-2602	吾川郡いの町戸中 171	088-850-5658	
20	スノーピークおちん淀川キャンプフィールド	〒781-1326	高岡郡越知町片岡 4番地	0889-27-2622	トレーラーハウスのみ対象
21	スノーピークかわの駅おち	〒781-1303	高岡郡越知町越知丙 625番地 4	0889-20-9666	
22	中津溪谷ゆの森	〒781-1741	吾川郡仁淀川町名野川 258 - 1	0889-36-0680	
23	星ふるヴィレッジ TENGU	〒785-0504	高岡郡津野町芳生野乙 4921 - 22	0889-62-3188	
24	鯉乃國の湯宿 黒潮本陣	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼 8009 - 11	0889-52-3500	
25	四万十源流の里	〒789-1414	高岡郡中土佐町大野見神母野 652	0889-57-2126	
26	ホテル松葉川温泉	〒786-0097	高岡郡四万十町日野地 605 - 1	0880-23-0611	
27	ウエル花夢	〒786-0307	高岡郡四万十町江師 546番	0880-27-1211	キャンプ不可(※注)
28	ホテル星羅四万十	〒787-1603	四万十市西土佐用井 1100	0880-52-2225	
29	とまろっと	〒787-0155	四万十市下田 3548	0880-33-0101	キャンプ不可(※注)
30	アシズリテルメ	〒787-0315	土佐清水市足摺岬字東畑 1433-3	0880-88-0301	
31	スノーピーク土佐清水キャンプフィールド	〒787-0453	土佐清水市三崎字エジリ 4145 - 1	0880-87-9789	キャンプ不可(※注)
32	宿毛リゾート 椰子の湯	〒788-0014	宿毛市大島 17 - 27	0880-65-8185	
33	ベルリーフ大月	〒788-0313	幡多郡大月町周防形 404	0880-74-0222	

(※注) キャンプ場においては、宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

※「桂浜荘」「雲の上のホテル」は令和3年10月から休館。「雲の上のホテル」は営業再開予定ですが、営業時期は未定。

県外の指定宿泊施設

施 設 名	郵便番号	所 在 地	T E L
ホテルポールスター札幌	〒 060-0004	北海道札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 2	011-330-2531 (直通) 011-241-9111(代表電話)
ホテルノースシティ	〒 064-8645	北海道札幌市中央区南 9 条西 1 丁目 1 - 20	011-512-9748
アップルパレス青森	〒 030-0802	青森県青森市本町 5 丁目 1 - 5	017-723-5610 (予約専用) 017-723-5600 (施設)
ゆこたんの森	〒 020-0585	岩手県雫石町長山猫沢 3 - 6	019-693-3600 (受付時間 8:00~21:30)
パレス松洲(まつしま)	〒 981-0215	宮城県宮城郡松島町高城字浜 38	022-354-2106
むつみ荘	〒 999-2211	山形県南陽市赤湯字森先 233 - 1	0238-43-3035
うしお荘	〒 997-1201	山形県鶴岡市湯野浜 1 - 11 - 23	0235-75-2715
ホテル福島グリーンパレス	〒 960-8068	福島県福島市太田町 13 - 53	024-533-1171
大洗鷗松亭	〒 311-1301	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 8179 - 5	029-266-1122
那須の森ヴィレッジ	〒 325-0303	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山 3375 - 637	0287-78-1636
アルペンローゼ	〒 377-1711	群馬県吾妻郡草津町草津 512 - 2	0279-88-1300
オークラ千葉ホテル	〒 260-0024	千葉県千葉市中央区中央港 1 - 13 - 3	043-248-1111
黒潮荘	〒 296-0004	千葉県鴨川市貝渚 2565	04-7092-2205
ホテル日航立川 東京	〒 190-0022	東京都立川市錦町 1 - 12 - 1	042-521-1111
東京グリーンパレス	〒 102-0084	東京都千代田区二番町 2	03-5210-4600
アジュール竹芝	〒 105-0022	東京都港区海岸 1 - 11 - 2	03-3437-2011
全国町村会館	〒 100-0014	東京都千代田区永田町 1 - 11 - 35	03-3581-0471
湯河原温泉ちとせ	〒 259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 281 - 1	0465-63-0121
シーサイドいづたが	〒 413-0101	静岡県熱海市上多賀 12	0557-67-2671 0120-73-1241(7/24代)
ホテルやまなみ	〒 406-0028	山梨県笛吹市石和町駅前 15 - 1	055-262-5522
瀬波はまなす荘	〒 958-0037	新潟県村上市瀬波温泉 1 - 2 - 17	0254-52-5291
アクアール長岡	〒 940-2147	新潟県長岡市新陽 2 - 5 - 1	0258-47-5656
グリーンビュー立山	〒 930-1405	富山県中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
おびし荘	〒 923-0316	石川県小松市井口町ホ 55	0761-65-1831
越路	〒 910-4121	福井県あわら市東温泉 2 - 201	0776-77-3151
紫雲荘	〒 509-2207	岐阜県下呂市湯之島 692 - 23	0576-25-2101

互 助 会 報

施 設 名	郵便番号	所 在 地	T E L
サ ン ペ ル ラ 志 摩	〒 517-0204	三重県志摩市磯部町の矢 314	0599-57-2130
ホ テ ル ピ ア ザ び わ 湖	〒 520-0801	滋賀県大津市におの浜 1 - 1 - 20	077-527-6333
シ テ ィ プ ラ ザ 大 阪	〒 540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋 2-31	06-6947-7702
ひ ょ う ご 共 済 会 館	〒 650-0004	兵庫県神戸市中央区中山手通 4 - 17 - 13	078-222-2600
ゆ め 春 来	〒 669-6821	兵庫県美方郡新温泉町湯 1569 - 6	0796-99-2211 (受付時間 9:00 ~ 20:00)
湊 泉 閣	〒 682-0122	鳥取県東伯郡三朝町山田 180	0858-43-0828
ホ テ ル 白 鳥	〒 690-0852	島根県松江市千鳥町 20	0852-21-6195
サン・ピーチ OKAYAMA	〒 700-0023	岡山県岡山市北区駅前町 2 - 3 - 31	086-225-0631
コ テ ー ジ 湯 の 山	〒 738-0601	広島市佐伯区湯来町大字和田 128 - 2	082-504-2062(事務局)
防 長 苑	〒 753-0077	山口県山口市熊野町 4 - 29	083-922-3555
ホ テ ル 千 秋 閣	〒 770-0847	徳島県徳島市幸町 3 - 55	088-622-9121
剣山頂上ヒュッテ雲海荘	〒 777-0303	徳島県美馬市木屋平剣山頂上	080-2997-8482 (21:00以降不通)
ホテルマリンパレスさぬき	〒 760-0066	香川県高松市福岡町 2 - 3 - 4	087-851-6677
え ひ め 共 済 会 館	〒 790-0003	愛媛県松山市三番町 5 - 13 - 1	089-945-6311
オーベルジュコスモス	〒 879-4911	大分県玖珠郡九重町田野 228 - 1	0973-79-2221
ひ ま わ り 荘	〒 880-0867	宮崎県宮崎市瀬頭 2 - 4 - 5	0985-24-5285(代表電話) 0985-24-7878(予約専用)
マリンパレスかごしま	〒 890-8527	鹿児島県鹿児島市与次郎 2 - 8 - 8	099-253-8822

令和 4 年 7 月 1 日現在

☆よくある質問☆

Q. 国内外研修旅行の 3 年度に一回という 3 年度の基準はどうなっていますか？

A. 年度の取扱いは旅行をされた年度ではなく、給付を受けた年度を基準にしています。



(例 1) 令和 4 年 2 月 15 日までに請求をいただいた場合は、令和 4 年 3 月中旬に給付を送金していることとなります。この場合は、令和 3 年度の該当となりますので、令和 6 年度の請求が可能となります。
(令和 3 年度・4 年度・5 年度の 3 年度)

(例 2) 請求が令和 4 年 2 月 16 日以降 3 月 15 日までに請求をいただいた場合は、令和 4 年 4 月中旬に給付を送金していることとなります。この場合は、令和 4 年度の該当となりますので、令和 7 年度から請求が可能となります。(令和 4 年度・5 年度・6 年度の 3 年度)

上記のように、同じご旅行でも請求される日によって、次回ご請求いただく年度が 1 年遅れることとなります。年度を挟むご請求の場合は、ご注意いただくとともに、取扱いにつきご了承いただきますようお願いいたします。

お亡くなりになられたとき → 弔慰金

当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類とともに当会まで返送してください。

*退職会員となって	1年以内の死亡	100,000円
	2年以内の死亡	50,000円
	2年を超えての死亡	30,000円
*配偶者退職会員		20,000円



1. 退職会員及び配偶者退職会員の方が、お亡くなりになった場合は、必ずご連絡をお願いします。なお、死亡された方の医療費補助金等の給付金が登録口座に送金できない場合は、弔慰金の請求者に送金いたします。
2. 市町村共済組合年金受給者の方で、死亡の報告を市町村共済組合年金担当に連絡をする場合、退職福祉部への連絡も併せてお願いします。
3. 請求する遺族の方は、死亡日の確認できる書類及び死亡された方との続柄が確認できる抄本または謄本を添付ください。なお、送金口座は正しくご記入ください。
4. お亡くなりになって2年以上経っている場合は、弔慰金の請求は出来ませんが死亡日の確認できる書類の提出が必要となります。確認ができない場合は、お亡くなりになった退職会員及び配偶者退職会員の方宛ての郵便物を送付する可能性がございますのでご了承ください。

【給付の権利】

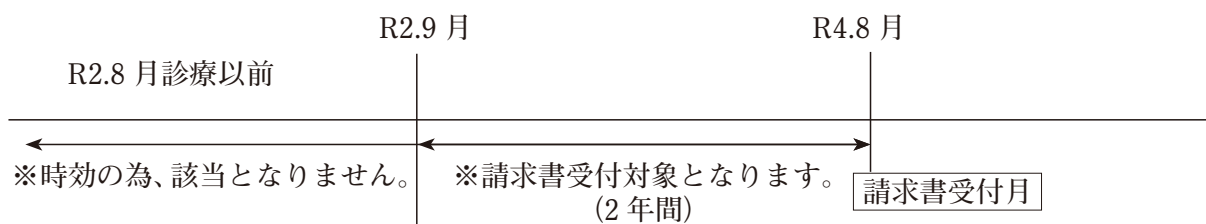
医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。

ただし、医療費補助金につきましては、診療月からとなりますのでご注意ください。

(医療費の時効例)

★請求書の事務局受付月が令和4年8月中の場合

★遡って請求できる診療月は、令和2年9月診療以降です。



給付の中断について

退職会員の資格を取得した会員が、その日以降再び市町村等の職員（特別職を含む）、地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合または公共企業団体等の職員が加入する共済組合の組合員となられた場合は、退職するまでの間、退職会員および配偶者退職会員とも給付は中断しております。（弔慰金は除く）

配偶者退職会員が地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合、又は公共企業体等の職員が加入する共済組合の組合員の間は、給付の権利は中断となります。

※退職されましたら給付再開の手続きをとりますので当会までご連絡ください。

【手続方法】

手続書類 … 「退職会員届（中断者用）」

「退職会員届（中断解除者用）」 ※ご連絡いただければ書類を送付します。

※令和4年10月に共済組合法の適用拡大により協会けんぽ等から高知縣市町村職員共済組合等の組合員になる方も上記手続きが必要となりますので、ご連絡くださいますようお願いいたします。

【中断となる項目】

医療費補助金・短期人間ドック助成金・施設利用助成金・国内外研修旅行助成金

短期人間ドックを受診される際は、中断となる日の前日までの受診が対象となります。

医療費補助金・施設利用助成金・国内外研修旅行助成金も上記と同じく中断となる日の前日までが対象期間となりますが、請求は、中断となった日以降で時効までの期間であれば対象となります。

◎令和4年10月からの共済組合法の適用拡大により短時間勤務職員等で共済組合員となられる方は、規程により医療費補助金・施設利用助成・研修旅行助成・短期人間ドック助成が共済組合の資格取得時から資格喪失時まで中断となります。

◎特にご注意いただきたいのは、令和4年10月から適用となる短時間勤務の会計年度任用職員の方で、短期人間ドックを令和4年10月以降に受診予定の場合、年度途中で共済組合の組合員資格を取得された方は、その年度は、共済組合及び互助会の短期人間ドック利用助成が**対象外**となり、さらに退職福祉部の助成対象ではなくなるため、**費用全額が自己負担**となります。

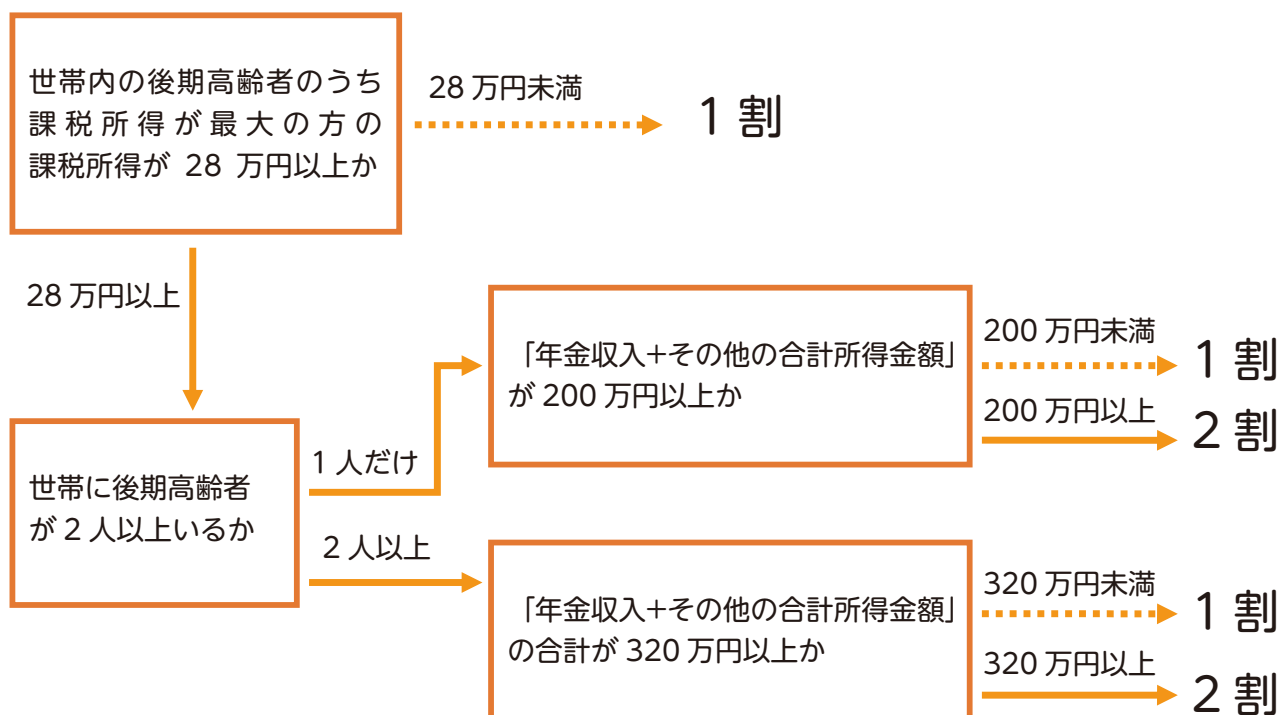
そのため、短期人間ドックを令和4年10月以降に受診予定または、予約を済ませている方は、令和4年9月末までに受診できるよう変更いただくか、自己負担で受診していただきますようお願い申し上げます。

共済組合の組合員となられた方の令和5年度の短期人間ドック受診申込につきましては、年度末（2月・3月）ごろに一斉募集を行います。※R5/4/1時点で在籍中の方が対象。

☆後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しについて

後期高齢者の患者負担割合への一定の所得がある方への2割負担の導入について、令和4年10月1日より導入となります。

※当会の医療費給付には変更箇所はありません。



【2割負担の所得基準】

課税所得が28万円以上かつ「年金収入 + その他の合計所得金額」が200万円以上（※）の方が2割負担の対象。

※単身世帯の場合。複数世帯の場合は、320万円以上。

※対象者は約370万人。被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は、20%。



【配慮措置】

長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、ひとつき分の1割負担の場合と比べた負担増を、最大でも3,000円に収まるような措置を導入。

2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、施行に際して各都道府県の広域連合や市町村から申請書を郵送。